



「鋼道路橋工数算定要素集計マニュアル（案）」 について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成 8 年 2 月 5 日

管第 9 1 8 号
平成 8 年 2 月 5 日

部内各課長殿
（建築・営繕課を除く）
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

「鋼道路橋工数算定要素集計マニュアル（案）」 について（通知）

鋼道路橋の設計については、別添写しのとおり、平成 7 年 1 0 月 3 0 日付道第 3 0 5 号「鋼橋製作における省人化・省力化の構造に向けた設計について」で「鋼道路橋設計ガイドライン（案）」の使用及び取扱いが通知されているところ
であります。

このたび、建設省中国地方建設局より「鋼道路橋工数算定要素集計マニュアル（案）」の送付がありました。

については、「鋼道路橋設計ガイドライン（案）」によって設計する場合、「鋼道路橋工数算定要素集計マニュアル（案）」により鋼道路橋の工数算定をすることとしますので、貴課・事務所の職員にお知らせください。

なお、運用に当たっては、前記の通知に基づき、適正に取り扱われるよう注意してください。

（別添マニュアル省略）

発管第 2 4 6 号
平成 6 年 3 月 2 2 日

本庁各部長殿
市町村振興課長殿
検査課長殿
企画課長殿
地域振興課長殿
全県公園課・景観形成推進室長殿
農政課長殿
耕地課長殿
農村整備課長殿
林務課長殿
森林保全課長殿
漁港課長殿
各地方農林振興局長殿
部内本庁各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿
空港管理事務所長殿

土木部長

「鳥取県公共施設緑化マニュアル」について（通知）

このたび、「着実に緑化事業を進める技術的な手引書」として、緑化計画から緑化
土壌、施工、維持管理までを盛り込んだ「鳥取県公共施設緑化マニュアル」を策定い
たしました。

については、本マニュアルの主旨を御理解いただくとともに、今後の公共事業に積極
的に反映していただきますようお願いします。

発管第108号
昭和56年4月25日

部内各課長殿
各土木出張所長殿
鳥取港湾事務所長殿
米子都市開発事務所長殿
賀津ダム建設事務所長殿

土木部長

公園施設設計基準について（通知）

公園施設設計については、昭和56年4月25日付発管第107号で通知した設計業務等共通仕様書で基本的事項を定めましたが、それを補い適正な設計とするため、別紙のとおり基準を定めましたので、遺憾のないよう取扱い願います。
なお、この基準は昭和56年度設計に係るものから適用します。

公園施設設計基準

1 園路広場
(1) 園路
ア 幅員

園路名		取扱い	幅員	摘 要
大 公 園	特 級	広場的な取扱い	15 m 以上	車 道 (1) 1車線3 m以上、2車線5.0 m以上の幅員とする。 (2) 曲線半径は30km/hで60 m、一般に40 m、最小20 mとする。(3) 縦断こう配6 %以下、最大10 %、横断こう配は砂利道程度で4 ~ 5 %、アスファルト舗装で1.5 ~ 2 %とする。
	一 級	来園者とトラック2台がすれ違いできる。	10 ~ 12 m	
	二 級	来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5 ~ 6 m	
	小公園 三級	管理用トラックが入れる。	3 m	
	四級	2 人 歩 き	1.5 ~ 2 m	
	五級	1 人 歩 き	0.8 ~ 1.0 m	
そ の 他	並 木 ベ ル ト		2 m 以上	歩 道 (1) 縦断こう配は10 %以下、最大15 %とし、それを越える場合は階段とする。
	小かん木ベルト		0.9 m 以上	
	街路並木の植込み		長さ 2 m 幅 0.6 m 以上	

なお、園路の大幅員（特級、一級）は、緑の増量、車の乗り入れ制限などの公園設計の趣旨に基づき、機能上必要がある場合に設けるよう留意すること。

イ 交差角

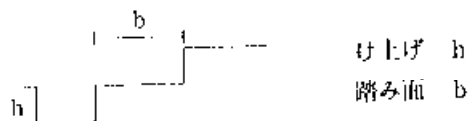
園路の交差角は60度から90度までを標準とする。

(2) 広場

広場の舗装こう配は、次表を参考にして決定すること。

こ う 配	状 態
1 % 以 下	排水状態がよくない。
4 % 以 下	ほとんど平坦に見え、活動しやすい。
4 ~ 10 %	ゆるやかなこう配、運動できる。
10 % 以 上	急に見え、園路としては好ましくない。
15 % 以 上	荷物を積んだ車が一定区間登れる限度。
25 % 以 内	草地植率。

- (3) 階段
 ア こう配
 最高こう配は30度から35度までとする。
 イ け上げと踏み面との関係



$$2 \times h + b = 60 \sim 65 \text{ cm}$$

$$\text{又は、} h \times b = 450 \text{ cm}$$

なお、一般にhは18センチメートルから15センチメートル、bは25センチメートルから30センチメートルとする。

ウ 踊り場

階段の高さが3.0メートルを超える場合、又は方向が変わるときは、踊り場を設置すること。

2 休養施設

(1) ベンチ

標準寸法

ベンチの座板寸法は、次表を標準とする。

用 途	地面からの高さ	幅	長 さ
大 人 用	37 ~ 43 cm	40 ~ 45 cm	120 180
兼 用	35 ~ 40	38 ~ 43	
子 供 用	30 ~ 35	35 ~ 40	

背板の傾きは、座板に対して100度から110度とし、人体寸法を考慮して決定する。

(2) 野外卓

標準寸法

野外卓の寸法は、次表を標準とする。

卓の高さ	卓 の 出	卓とベンチのあき	卓 の 幅
70cm	20cm	35cm以上	座って真ん中に手がとどく (片側から70cm)

(注) 卓の出とは、脚から卓端までの長さをいう。

3 遊戯施設

(1) ぶらんこ

- ア 人止めさくは、高さ65センチメートル程度とする。
 イ 踏み板の高さは、地面から35センチメートルから40センチメートル程度とする。

(2) 滑り台

- ア 階段の踏み面、滑り面の幅は40センチメートル、滑り部の側壁高20センチメートル程度とする。
 イ 踊り場の安全さくの高さは80センチメートル程度とする。

(3) 砂場

- ア 砂の厚さは30センチメートルから40センチメートルとする。
 イ 砂場の広さは、最低4人から5人用(8平方メートル以上)とする。
 ウ 底は、排水孔を設置するか、又は雑割り石を張った構造とし、雨水を極力速やかに排除する。
 エ 縁の高さは15センチメートルから20センチメートル程度とする。

(4) プレイウォールとプレイステップ

- ア 壁の高さ
 飛び降りの高さは40センチメートルから70センチメートルを標準とし最大120センチメートルとする。

飛び降り高さ	飛び降りの広がり範囲	容易によじ登れる高さ
40 cm	190 cm	90 ~ 100 cm
60 cm	210 cm	
80 cm	220 cm	
100 ~ 120 cm	220 cm	

イ 壁に設ける穴は次を標準とする。くぐり穴、のぞき穴は中途半端な大きさにしないこと。

(ア)くぐり穴

やっと出入りできる寸法は40センチメートル角

楽に出入りできる寸法は60センチメートル角

(イ)のぞき穴

20センチメートル(径又は角)

ウ 壁の天端幅は、またぐだけでは15センチメートル、乗る場合は25センチメートル以上とする。

エ 壁の配筋は異形鉄筋(SD30)10ミリメートルを20センチメートルから30センチメートル間隔でそう入する。

(5)石の山

ア 高さは2メートルから3メートルを限度とし、傾斜はあまり強くしない。

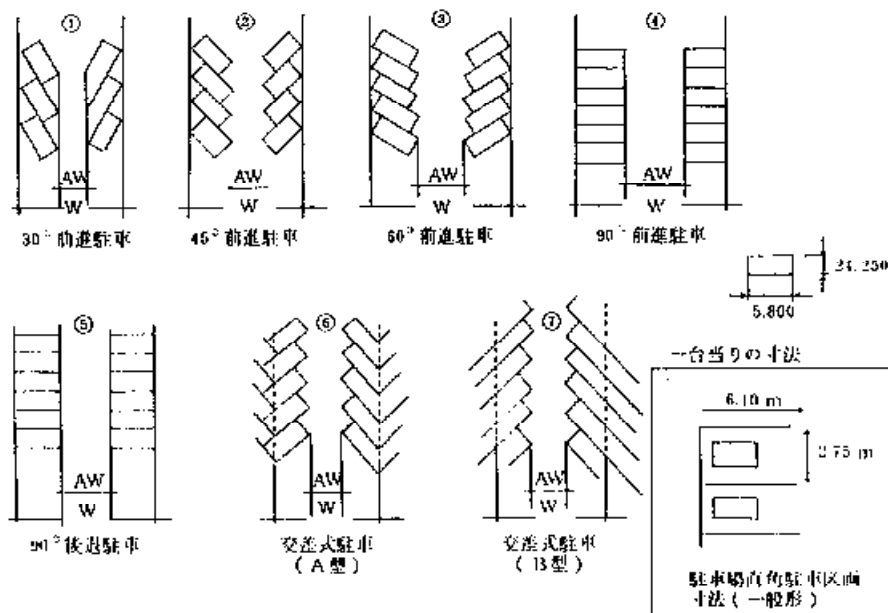
イ 周辺は砂もしくは軟質の舗装とし、山すその根入れは30センチメートル程度とする。

4 便益施設

(1)駐車場

駐車形式と最少寸法は、次表のとおりとする。

駐 車 区間幅	駐 車 角	駐車の 向 き	通路幅 AW	通路に直 角の方向 駐 車 幅 Sd	通路の平 行方向の 駐 車 幅 Sw	単 位 駐 車 幅 $W = \frac{AW}{2S}$	1 台当り の駐車所 要 面 積 $A = \frac{W}{2} \times SW$	図の番号
(m)			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	
2.45	30°	前進駐車	3.80	4.60	4.90	13.00	31.85	①
"	45°	"	"	5.50	3.45	14.80	25.53	②
"	45° 交差式	"	"	4.80	"	13.40	23.12	⑥⑦
"	60°	"	6.40	6.00	2.80	18.40	25.76	③
"	"	後退駐車	5.80	"	"	17.80	24.92	(③⑤を参照)
"	90°	前進駐車	7.60	5.30	2.45	19.20	23.52	④
"	"	後退駐車	6.70	"	"	18.30	22.42	⑤
2.60	30°	前進駐車	3.80	4.60	5.20	13.00	33.80	①
"	45°	"	"	5.50	3.65	14.80	27.01	②
"	45° 交差式	"	"	4.80	"	13.40	24.46	⑥⑦
"	60°	"	6.10	6.00	3.00	18.10	27.15	③
"	"	後退駐車	5.50	"	"	17.50	26.25	(③⑤を参照)
"	90°	前進駐車	7.30	5.80	2.60	18.90	24.57	④
"	"	後退駐車	6.70	"	"	18.30	23.79	⑤



(2) 公園便所

ア 面積、設置数

- (ア) 面積は、女子3穴、男子2穴3人立てで約25平方メートルを標準とし、物置と水そう収納室を兼ねた1室を設ける。
- (イ) 設置数は、150から200メートルごとに1箇所、1ヘクタールに1箇所を標準とする。

イ 痴漢対策

- (ア) 大便所のパネル式壁の下のすき間は2センチメートル以下とする。
- (イ) 密室を作らないよう、欄間窓、仕切り壁上下のすき間、外開き扉等を考慮すること。

ウ 寸法

- (ア) 大便所は1から1.2メートル角とする。
- (イ) 小便所の幅は最少65センチメートル、壁ぎわ50センチメートル以上とする。
- (ウ) 扉の内寸法は最少55センチメートルとする。
- (エ) 大便所(外開き戸)ぎわの通路幅は、肩幅に60センチメートル以上加えたものとする。
- (オ) 小便所は、使用する人の背後に50センチメートル以上の幅を設ける。

エ 大便所

- (ア) 仕切り壁はパネル式壁とする。
- (イ) 水洗以外は窓に防虫網を設置する。
- (ウ) トラップ、巻紙器を設けない。ハンガー掛けは35キログラム以上保持しないものとする。

オ 小便所

- (ア) ステップ型の場合、台は高さ20センチメートル、幅30センチメートルを標準とし、ノンスリップタイルを用いる。溝は、深さ20から25センチメートル、幅35センチメートルを標準とする。壁は垂直か、やや前傾とし、壁面を洗浄できるようにする。
- (イ) ストール型は、破損しやすいが使いやすいため、管理が容易にできるところに用いる。
- (ウ) たな板は動作のじゃまにならない寸法とする。

カ その他

- (ア) 壁面は耐水材を用いる。
- (イ) 天井は耐アンモニア材を用いる
- (ウ) 床は水こぼ配を付け、ノンスリップ仕上げとする。

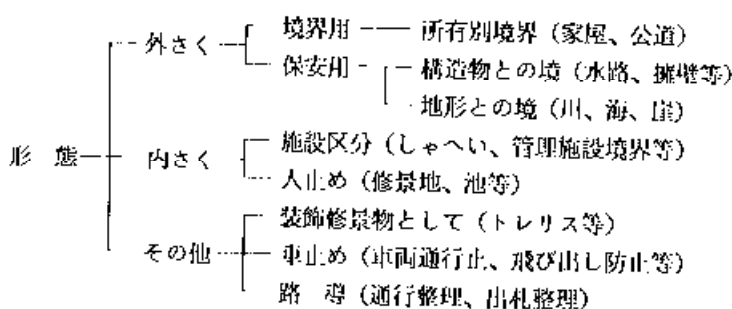
(3) 飲用水せん

- ア 高さは70センチメートルを標準とし、小供用には高さ10センチメートル程度の踏台を設ける。
- イ 幅は、使用時に胸がつかえない程度(30から40センチメートル)とする。
- ウ あふれた水を処理するために、駄用水せんの横に排水ますを設置する。

5 管理施設

(1) さく

- ア さくの分類は次のとおりとし、目的に合ったさくを使用すること。



イ さくの高さ

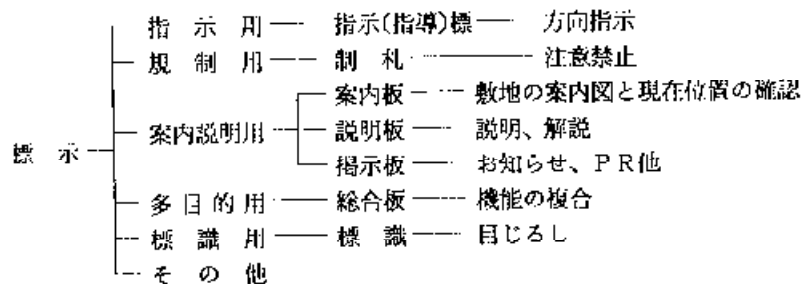
- 人の侵入防止1.8メートル以上
- 人止め0.6メートル以上
- 内さく0.4メートル内外
- 安全さく1.1メートル以上

ウ 留意事項

- (ア) 他の施設の意匠、色彩に留意し、統一を図る。
- (イ) 車止めは、高さ50から70センチメートル、取付け間隔60センチメートル、平行間隔40から50センチメートルとする。
- (ウ) 修理、建て替えの容易な構造とする。

(2) 標識

- ア 標識の分類は次のとおりとし、目的に合った標識を使用すること。



イ 留意事項

- (ア) 周囲の環境に合った意匠を考える。
- (イ) 分かりやすい文章表現と明快な書体を用いる。
- (ウ) 目的に応じた大きさ、形態、色彩とする。
- (エ) 設置箇所は出入口付近、分岐点、その他必要箇所で通行のじゃまにならない位置、観覧など施設目的の眺めをさえぎらない位置とする。
- (オ) 1箇所に多数の標示を行う必要のある場合は総合板とする。
- (カ) 案内図の方位は現地と対応し、来園者の入園方向と一致させること。

(3) 公園灯

- ア 照度は、主要部で2ルクス以上、一般部で1.5ルクス以上とし、最低0.3ルクスとする。
- イ 配線は地下埋設式を原則とする。
- ウ 必要に応じて、照明の増減を時間帯で調節できるようタイマーの位置を考慮する。

(4) くずかご

- ア 設置数は、ベンチ2から4脚ごとに1個、園路20から60メートルごとに1個を標準とし、通行者が多いほど設置数を増やす。
- イ 大きさは、高さ60から80センチメートル、幅50から60センチメートルを標準とし、移動しないようすえ付ける。

(5) すいがら入れ

- ア 設置数は、成人用休憩ベンチ2から3基に1個を標準とし、主要園路、案内板等の人が多く集まる場所には重点的に設置する。

(6) 排水施設

- ア ますの設置

管径 (mm)	100	150	200	300	600以下	1,000以上
最大間隔	12m	18m	34m	50m	75m	100m

ますの内径は30センチメートル以上とし、砂だまりを15センチメートル以上とする。

イ 標準管径

- (ア) 一般

排水面積	管 径
200 m ² 未満	100 mm 以上
600 " "	150 " "
1,200 " "	200 " "
1,200 " 以上	上記の割合で定める

雨水管の支管には75ミリメートルを用いて良い。

- (イ) 排水量が特に多い場合

1日の排水量	管 径
1,000 m ³ 未満	150 mm 以上
2,000 " "	200 " "
4,000 " "	250 " "
6,000 " "	300 " "
6,000 " 以上	上記の割合で定める

便所の污水管は清掃を考慮し200ミリメートル以上とする。

- (ウ) 管径と標準こう配

管 径	こ う 配	満 管 流 速
75 mm	30 %	75 cm/秒
100 "	20 "	77 "
150 "	12 "	83 "
200 "	8 "	85 "
250 "	6 "	89 "
300 "	5 "	92 "

6 身障者のための公園施設設計基準

この基準は、老人、幼児を含む何らかの身体的に不利な条件を持つ人々のために設計を考慮する場合に適合する。

なお、この基準は、公園の新設、改造に際し、可能な限り適用するものとする。

(1) 公園の出入り口

- ア 車いすが出入りできるところを、少なくとも一箇所設ける。
- イ 出入り口の幅は120センチメートル以上とし、すりつけこう配は10パーセント以下の滑りにくい仕上げとする。段差を付ける場合は、2センチメートル以下とする。
- ウ 車止めさくは、標準90センチメートルの間隔で設置し、その前後1.5メートルに水平部分を設ける。

(2) 園路

- ア 身障者が各施設を利用するために、車いすが通行できる園路を少なくとも一箇所設ける。
- イ 園路幅は1.2メートル、縦断こう配は4パーセント以下とし、3から4パーセントのこう配が50メートル以上続く場合は、途中に1.5メートル以上の水平部分を設ける。横断こう配は、水こう配程度とし、極力水平とする。
- ウ 舗装仕上げを原則とし、平坦で凸凹のない仕上げとする。

(3) 傾斜路(こう配4パーセント以上のランプなど)

- ア 傾斜路の起終点に1.8メートル以上の水平部分を設ける。
- イ 最大縦断こう配は6パーセントとし、やむを得ぬ場合でも、8.5パーセント(約12分の1)以下とすること。
- ウ 縦断こう配4から6パーセントでは10から20メートルごとに、また、6から8.5パーセントでは、少なくとも10メートルごとに、1.5メートル以上の水平部分を設ける。
- エ 傾斜路の両側には、高さ約5センチメートルの滑り落ち止め用の縁石を設置する。
- オ 手すりを少なくとも片側に設け、その両端は傾斜路の起終点から50センチメートル以上水平に延長し、高さや、方向が変わる場合でも手すりを途切れさせないこと。

(4) 階段

- ア 踏み面は35センチメートル以上、上げは15センチメートル以下、け込みは3センチメートル以下とし、階段幅は90センチメートル以上とする。
段の起終点から30センチメートル以上の水平部分を設ける。
- イ 両側には手すりを設置し、段の起終点から30センチメートル以上水平に延長する。
- ウ 階段付近の照明は、十分に配慮する。

(5) 排水溝

- ア 排水溝のふた、ますのふた、マンホールのふた等は園路と段差がつかないようにする。
- イ 排水穴の大きさは2.5センチメートル以下とする。

(6) 縁石等の段差

- ア テラスや歩道等の縁石切り下げ有効幅は1.2メートル以上、段差は2センチメートル以下とし、すり付こう配は10パーセント以下とする。

(7) 駐車場

- ア 公園の出入口、又は必要に応じて建物の直近に専用の駐車場を設ける。
- イ 極力、車の動線を横切らないよう駐車位置を定める。

(8) 便所

- ア 便所一室の大きさは、最低幅2.0メートル、奥行き2.0メートルとし、便器等の配置は、車いすの動作に支障のないようにする。
- イ 出入口の幅は90センチメートル以上とし、平坦面で出入りする。やむを得ぬ場合は2センチメートル以下の段差又は、こう配10パーセント以下のすり付けとする。
- ウ とびらは引き戸、又は外開き戸とし、後者の場合は、把手脇に幅30センチメートル以上の脇壁を設けること。
- エ 大便器は一般洋式便器、小便器は手すり付きストール型とする。大便器は車いすと同じ高さ(標準45センチメートル)に設け、車いすが容易に大便器の前及び左又は右に接して乗り移れるようにする。
- オ 手すりは、壁面水平に、高さ70から80センチメートルの位置に取り付ける。大便器には、必要に応じて、スウィング式や、天井からの懸垂式を併用する。手すりパイプの直径は3.5から4.8センチメートルを標準とする。
- カ 化粧鏡の取付け下端は、床から90センチメートル以下とし、化粧だなの高さは80から90センチメートルで、下部に車いすの入る、高さ65センチメートル以上の空間を設ける。手洗い器は、便器に座ったまま使用できるのが望ましい。
- キ 非常呼出しブザーを設置する。

(9) 飲用水せん

- ア のみ口までの高さは76センチメートル以内とし、車いすで接近できるよう下部に高さ65センチメートル以上の空間を設ける。
- イ 一般の人と併用する場合は、高さが70センチメートルとなるように踏み台などの配慮をする。
- ウ 飲用水せんの使用方向に1.5メートル以上の水平部分を設ける。

(10) ベンチ、野外卓

- ア 地表面から座板までの高さは標準45センチメートルとする。
- イ 松葉づえ用のベンチの高さは標準55センチメートルとする。

(11) 公衆電話

- ア ダイヤル硬貨入れまでの高さは1.2メートル以下、台の高さは85センチメートル以下、下部の空間高は65センチメートル以上、壁面から35センチメートル以上持ち出す。

(12) 売札所、自動販売機

- ア 売場カウンターの高さは、1.0メートル以下とする。
- イ 自動販売機は、硬貨入れの高さが、1.2メートル以下のものを設置する。

(13) 手すり

- ア 標準設置高は、大人用80センチメートル、子供用60センチメートルとする。
- イ 手すりの断面は、円形又はだ円形とし、直径は3.5から4.8センチメートルを標準とする。
- ウ 盲導用手すりは、順路全体に設け、手すりの上面又は外側に点字ラベルを付けて説明標示

- とする。
- (1 4) エレベーター
- ア 階上のある建物には、エレベーターを設置する。
 - イ とびら幅は 8 0 センチメートル以上とする。
 - ウ 通常操盤のほか、横壁へ副操作盤を高さ 1 . 0 メートルの位置に設ける。
 - エ エレベーターのつき当たり正面壁には、とびらの開閉、昇降階段数灯が確認できるよう鏡を取り付ける。
 - オ 内部三方の壁面には、高さ 8 5 センチメートルの手すり及び防護板（キックプレート）を設ける。
 - カ 非常呼び出し装置を高さ 1 . 0 メートル程度に設ける。
- (1 5) 建築物などのとびら、廊下
- ア 出入口のとびら前面には、少なくとも幅 1 . 5 メートル、奥行き 1 . 5 メートルの水平部分を設ける。
 - イ とびらの有効幅は 9 0 センチメートルとし、敷居は設けない。
 - ウ 廊下の幅は 1 . 3 メートル以上とし、壁面には、手すり及び防護板を設置する。
- (1 6) シンボルマーク
- ア シンボルマークの大きさは、 1 0 センチメートル角以上、 4 5 センチメートル以下とし、下地は青色、図は白色とする。